

第46回 佐用町議会(臨時)会議録 (第1日)

平成23年11月28日(月曜日)

出席議員 (18名)	1番	石 堂 基	2番	新 田 俊 一
	3番	岡 本 義 次	4番	敏 森 正 勝
	5番	金 谷 英 志	6番	松 尾 文 雄
	7番	井 上 洋 文	8番	笹 田 鈴 香
	9番	高 木 照 雄	10番	山 本 幹 雄
	11番	大 下 吉 三 郎	12番	岡 本 安 夫
	13番	石 黒 永 剛	14番	山 田 弘 治
	15番	西 岡 正	16番	鍋 島 裕 文
	17番	平 岡 き ぬ 糸	18番	矢 内 作 夫
欠席議員 (名)				
遅刻議員 (名)				
早退議員 (名)				

事務局出席 職員職氏名	議会議務局長	大久保八郎	書記	尾崎基彦
説明のため出席 した者の職氏名 (3名)	町長	庵道典章	副町長	高見俊男
	総務課長	坪内頼男		
欠席者 (名)				
遅刻者 (名)				
早退者 (名)				
議事日程	別紙のとおり			

【本日の会議に付した案件】

日程第1．会議録署名議員の指名

日程第2．会期決定の件

日程第3．議案第98号 佐用町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

午前09時30分 開会

議長（矢内作夫君） それでは皆さん、改めましておはようございます。開会にあたりまして一言ごあいさつを申し上げます。

本日、ここに第46回佐用町議会臨時会が招集をされましたところ、議員各位には早朝よりお揃いでご参集賜り、誠にご苦労様でございます。

さて、今期臨時会に付議されました案件は、町職員の給与に関する条例等の一部改正が1件でございます。

何卒、議員各位には、ご精励を賜り、これら案件につきまして慎重なるご審議を賜り、適切妥当なる結論が得られますよう、よろしく願いをいたしまして、開会のごあいさつとさせていただきます。

それでは、町長、お願いします。

町長（庵逄典章君） 皆さん、改めまして、おはようございます。早朝からご苦労様です。

本当に、11月も、後もう3日ということで、また、気忙しい師走を迎えることになりました。

12月の定例議会もですね、6日に開会ということが予定されておりますけれども、本日は、人事院勧告に基づく職員の給与の改定の条例ということで、この時期に、11月中にですね、こうして議会の方で審議いただかなきゃいけない状況になりましたので、ひとつよろしく願い申し上げたいと思います。

12月の、また、定例会につきましては、それぞれ、また、多くの案件を、またご審議いただくこととなりますけれども、今日は、1件だけですけれども、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議長（矢内作夫君） はい、ありがとうございました。

ただ今の出席議員数は、定足数に達しておりますので、これより第46回佐用町議会臨時会を開会いたします。

なお、今期臨時会のため、地方自治法第121条の規定により出席を求めたものは、町長、副町長、総務課長であります。

これより本日の会議を開きます。

ただちに日程に入ります。

日程第1．会議録署名議員の指名

議長（矢内作夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名であります。

会議録署名議員は、会議規則第114条の規定によりまして議長より指名をいたします。

6番、松尾文雄君。7番、井上洋文君。以上の両君にお願いをいたします。

日程第 2 . 会期決定の件

議長（矢内作夫君） 続いて日程第 2、会期決定の件を議題といたします。
お諮りいたします。会期は、本日、1 日限りといたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） はい、ご異議なしと認めます。よって、今期臨時会の会期は本日 1 日限りと決定をいたしました。
なお、ここであらかじめ申し上げておきますが、議案書は予定案件として前もって配付をしており、ご熟読のことと思いますので、会議の進行上、議案の朗読を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） はい、ご異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

日程第 3 . 議案第 98 号 佐用町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

議長（矢内作夫君） 続いて日程第 3、議案第 98 号、佐用町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。
提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵造典章君。

〔町長 庵造典章君 登壇〕

町長（庵造典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 98 号、佐用町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例につきましては、国家公務員の給与におきまして、9 月 30 日に人事院による給与勧告がなされており、本町において、これに準拠した給与改定を実施するため、関係条例の改正を行うものでございます。

今回改正が必要となりますのは、佐用町職員の給与に関する条例、佐用町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、佐用町一般職の任期付職員の採用等に関する条例でございます。

主な内容といたしましては、一般行政職、技能労務職等の給料表の改正による給料月額引下げ改定、平成 23 年 12 月期の期末手当の支給額の特例などとなっております。

給料表につきましては平均 0.2 パーセントの給料月額の引下げを予定しておりますが、改定に当たっては、50 歳代を中心として、40 歳代以上を念頭に、最大で 0.5 パーセント引き下げ改定いたしております。

平成 23 年 12 月の期末手当の特例につきましては、給料月額の引き下げに伴う本年 4 月から 11 月までの間の給与、賞与の引き下げの差額相当分について、12 月に支給する期末手当において調整するため所要の措置を講ずるものでございます。

ご承認賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

議長（矢内作夫君） はい、提案に対する当局の説明は終わりました。
これから質疑を行います。質疑ありますか。

〔平岡君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、17番、平岡君。

17番（平岡きぬ糸君） 今、提案説明があったわけですがけれども、その中で、給与の減額。民間の場合は、この、今回、現状維持という状況の中であって、人事院の方が、減額の勧告をしたんですけれども、佐用町で、その、先ほど説明された、一般行政職、50歳代を中心に40歳代以上、平均0.5パーセント引き下げという、この内容が実施されることによって、具体的に影響額というか、それを説明して欲しいんです。

で、この期末手当についても、この4月から11月の間、給与の差額分を減額するという措置が取られるという内容なんですけれども、その点についても具体的に数字で説明をお願いしたいと思います。それが1点と。

もう1点は、この内容について、職員組合との交渉状況はどうだったのかということで、正規、それから臨時職、それぞれの状況について伺います。

〔総務課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、総務課長。

総務課長（坪内頼男君） この給与改定の影響額についてでございますけども、まあ、40代前半につきましては、金額的には、間差額が400円ぐらいから、50代になりますと、月額ですけれども、2,000円。あるいは2,000円を若干超えるという中で、平均的には、国公の0.2パー。約、平均額としては、1万5,000円程度です。佐用町におきましても、多い分につきましては、2万円を超えますけれども、平均的給与の減額は、1万5,000円程度です。個人個人の金額については、積み上げておりませんので、平均で回答させていただきます。

議長（矢内作夫君） 年額やろ。

総務課長（坪内頼男君） 年額です。これは、年額です。

議長（矢内作夫君） 組合の交渉状況。

総務課長（坪内頼男君） それと、組合の交渉状況ですけども、今回、上程させていただいております一般行政職並びに技能労務職、それと、それから、臨時職員の組合。3つの組合があるんですけれども、一般行政職で作る町職員組合、技能労務職の組合の現業評議会。この2つの組合とは、この交渉において、今回の改定については、双方、合意形成が図られたということで、今回、上程させていただいております。

臨時職員の、非常勤の職員の組合、ひまわり労組、あるんですけれども、この組合とは、まだ、合意形成が図られてないということで、現在、交渉中でございます。以上です。

議長（矢内作夫君） よろしいか。

〔平岡君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、平岡君。

17番（平岡きぬゑ君） 1点目にお伺いした、その、平均で1万5,000円から、多くて2万円という1人当たりですけれど、これは町全体でいくと、1人当たりの平均はそうなんですけど、影響額というか、減額する金額というのは、全体では、どれぐらいの計算したらなりますか。ちょっと、合わせてお願いします。

〔総務課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、総務課長。

総務課長（坪内頼男君） 先ほど申しましたように、一人ひとりこう、積み上げておりませんので、40代から50代の職員の数に、平均的に1万5,000円を掛けていただければ、だいたい、そういう金額になると思います。

〔鍋島君「（聴取不能）」と呼ぶ〕

議長（矢内作夫君） 先ほど、言いましたように、一人ひとりこう、積み上げておりませんので、町としての、全体としての減額の額については、今、こちらの方ではつかんでおりません。

〔平岡君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、平岡君。

17番（平岡きぬゑ君） 現在つかまれていないということなんですけど、後ほどつかんで公表していただけますか。

〔総務課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、総務課長。

総務課長（坪内頼男君） また、ご説明させていただきます。はい。

議長（矢内作夫君） はい、ほかに。

〔鍋島君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、16番、鍋島君。

16番（鍋島裕文君） じゃあもう少し、あまり職員の状況は質問しなかったんですが、今

回、人勸3年連続ということだね、マイナス人勸ということで、かなり職員に対する影響も大きいというふうに思いますので、もう少し詳しくお伺いしたいと思います。

影響を受けるのは、40歳代以上の職員ということでありまして、しかしまあ、条例改正ですから、1級職から6級職まで、号級によってね、当然のことながら、減額対象職員が分けられています。当たり前でありますけれど。

で、まあ、総じて言えば、今、全職員353人ということ発表ありましたけれども、353人、若干変更あるかもしれませんが、(聴取不能)、40代の職員の数が影響を受けるんだということかもしれませんけれども、しかしまあ、条例として出ておりますので、改正案として。

教えて欲しいのは、まず、1級職は、減額対象は0ということになっています。まあ、40代がないということかもしれません。しかしまあ、数字として1級職員は何人いて、いるかということ。それから、2級職員は何人いて、その内、減額対象職員は、何人か。以上、同じように、6級職までの内訳ですね、これを、職員数と、減額対象職員が何人かということ、これは、おそらく今、ないでしょうから、あったら、今、是非、教えていただきたいんですけど、この点は、後で、資料提供ということで、お願いしたいというふうに思います。

それから、再任用の関係でありますけれども、これは、もう全員が40代以上という理屈かもしれませんけれども、当然、1級から6級まで全て減額対象ということになっております。それでは、再任用の1級から6級職ですね、こういう区分すれば、それぞれ何人、現在いて、この12月の調整に対象になるのか。そのあたりの資料があれば、教えていただきたいし、なければ後日の資料提供と含めて、今の質問の答えられる範囲で答えていただきたいと思います。

〔総務課長 挙手〕

議長(矢内作夫君) はい、総務課長。

総務課長(坪内頼男君) 先ほどのご質問と同じで、資料は持ち合わせておりません。また、その級別、職員の数、それとまあ、どの級からの、影響額に該当する職員の数、これは後ほど、また提示させていただきます。

それから再任用につきましては、これは町の方では再任用と、今、再任用で雇用している職員はおりませんので、該当はありません。

議長(矢内作夫君) よろしいか。

〔鍋島君 挙手〕

議長(矢内作夫君) はい、鍋島君。

16番(鍋島裕文君) じゃあまあ、ついでに、技能労務職の関係もね、1級、2級職で、141号級から減額対象であります。これも内訳をね、発表していただきたい。

それで、最後に町長にお伺いしたいのは、人勸に準拠という言葉で、ずっとこの間、やられてきたわけでありまして。何も、準拠する必要はないんですけどね、本来、町の条例ですから。

それで、本町の場合ね、平成21年の、あの災害で、大きな被害を被り、その間の職員の奮闘というのはね、涙ぐましいものがありました。おまけに時間外手当も返上というよ

うな中で、やってきたのが、本町の職員であります。

そういう中で、機械的にね、3年連続、人勸マイナスだから、これに準拠するというやり方は、いかがなものか。つまり、それぞれ町の事情があるわけですし、まあ、今の、今年の春闘が現状維持という、民間はね、いう状況もあります。そういうことからすればね、本町の職員の、この間の、そういう頑張りも含めてですね、機械的に準拠する必要はないんじゃないか。むしろ、3年連続というのは大きいですから、これは、職員の志気にもかかわる問題じゃないかというふうに思うんでね、そのあたりは、このような機械的な準拠の仕方というのは、町長自身、どのように考えておられるのか、その点の見解をお伺いしたいと思います。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵道典章君） 佐用町の場合も、他町も含めてですけども、なかなか自主財源の少ない中でですね、国の交付金等に頼っての財政運営を行っているわけでございます。

まあ、職員におきましてはですね、災害、特に、災害以来も、本当によく奮闘してくれておりますし、その評価は、十分、私自身も感謝しておりますし、しておりますし、そういう中ですけども、こういう厳しい社会情勢の中でですね、やはり公務員として、その給与等について、やはり国としてのですね、全体の状況が、この勧告がなされた以上、ものについてはですね、他の自治体と同様にですね、それに準拠した措置をとっていくと。そのかわり、給与改定して上げる時には、当然、上げておりますし、減額という措置がされれば減額をしていくという形を取っていかないとはですね、佐用町独自で財政運営上も、これからずっと長く、将来的にもですね、やっていけるものではないというふうに思っております。

ただ、今、佐用町の職員の状況、給与の状況ですね、できるだけ、それ以上ですね、減額措置というようなものは講じておりません。ですから、他町と比べても、ラスパイレスなんかについてはですね、決して低くないというふうに思って、比較してもですね、思っておりますので、まあ、財政状況が、きちっと運営ができる以上、職員給与をですね、こういう準拠する以外の、独自にですね、まだ、減額をしていくというようなことについては、極力まあ、これについては、今のところ考えていないということで、職員にも今後とも頑張ってもらいたいというふうに思っております。

議長（矢内作夫君） はい、よろしいか。ほかに。

〔石堂君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、1番、石堂君。

1番（石堂 基君） ちょっと参考資料でお伺いをしたいんですけども、横長の新旧対照表ありますよね。給料表の。で、本則の関係は、省略されてますけども、要は、別表ですね、金額が対比してあるやつ。これ、関係資料で言えば、右肩の上にP4051からずっと以下、全ページであるんですが、新旧対照表に、これ全てアンダーラインがして、要は改正点みたいな形で書いてあるんですけども、要はその、新旧対照表でどこが変わっているのか分からないんですけども、これは、どういう意味ですか。

〔総務課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、総務課長。

総務課長（坪内頼男君） これはもう、単純に別表を、別表に変えるということで、全て、別表を、別表に変わったという意味で、全てがアンダーラインをつけさせていただいてます。

議長（矢内作夫君） 分かった。

〔石堂君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、石堂君。

1番（石堂 基君） いやいや、それだったら別に、あの、参考資料で新旧対照表と銘打つ必要がない。

まあ、従来、例えば、条文やったらね、改正点の所で、新旧対照表でアンダーラインという表示をしてあるんで、改正部分が、参考資料として、十分にこちらも把握できる内容なんですけども、これだったら、逆にアンダーライン入れている方が混乱するぐらいで。

要は、何が言いたいかということ、別表自身が、なかなか僕らも分かりにくいもんやから、要は、変わった部分。例えば、その先ほど口頭で、1級から6級の中の40歳代を中心にして額の改定がありましたと。まあ、1,200円。あるいは大きいところでは2,000円あるということで、1つ1つ見比べればね、例えばその、2,000円以上のところが、どこらへんに集中しているのかとかということも分かるんですけども、ちょっと資料的に丁寧じゃないかなと。

で、更に言えば、例えば、P4062ですよ、こういう所に、臨職なんかの給料表が出てくるわけですよ。で、ちょっと、見落とししたら、例えばその、改正になっておったり、なっていない、要は、今現在交渉中であるから、当然のことながら、金額の改正はされていないわけなんでしょうけども、その、全く表自身というんか、中の金額が変わっていないものも、こうやって1ページの構えとして出てくると、何か、あたかも改正されたような誤解というかね、一生懸命、最後まで、僕ら、見いへんと、これ、右も左も一緒やなって、最終的にはなるんですけども、ちょっと資料的に、非常に見辛いかと思うんですが、そのあたり何か、改善の余地ないですか。

あの、ごめんなさい。条例案、本来とは、全く関係のないところで、質問なりしているんですけども、申し訳ないです。お願いします。

〔総務課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、総務課長。

総務課長（坪内頼男君） 私は、今まで、こういう形で出させていただいているというように認識しておるんですけども、今のご質問の意図は分かります。今後、そういった質問の意図も踏まえて、ちょっと検討させていただきたいと思います。

議長（矢内作夫君） よろしいか。

はい、ほかに。ないようですので、これで本案に対する質疑を終結をいたします。
これから、討論を行います。まず、原案に反対の方、討論ありますか。

〔平岡君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、17番、平岡君。

17番（平岡きぬゑ君） 98号、佐用町職員の給与に関する条例改正について、反対の立場から討論を行います。

人事院勧告に準拠する必要のない町職員の減額です。

その反対の理由の1つは、民間では、現状維持の中、昨年に引き続いて、3年連続で給与を減額するものであること。

2つ目に、50歳代職員の給与の抑制など、狙い撃ちするかのような賃下げの集中は、極めて乱暴です。

また、給与の引き下げは、地域経済にもマイナスの影響を与えます。町民の生活と権利、安心、安全を守るための公務、公共サービスの充実こそ、求められるものであることを指摘して、討論を終わります。

議長（矢内作夫君） はい、次、賛成の討論の方、ありますか。

〔西岡君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、15番、西岡君。

15番（西岡 正君） 本案件について、賛成の討論を申し上げます。

過去、私の記憶の中においては、私個人の判断であります。人勸に沿って、上げるべきところは上げてきた。下げる時には、下げてきた。そういう中で、人勸を信じて、今まで私もやってきましたので、当然、今回についても、当然、人勸に沿ってやるべきだと。以上で終わります。

議長（矢内作夫君） はい、ほかにありますか。はい、ないようですので、これで本案に対する討論を終結をいたします。

これより議案第98号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第98号を、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、挙手、多数です。よって議案第98号、佐用町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

議長（矢内作夫君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

お諮りをいたします。今期臨時会に付議されました案件は、終了いたしましたので、閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） はい、ご異議なしと認めます。よって、第 46 回佐用町議会臨時会
はこれをもって閉会をいたします。

本当に朝、早朝寒い中、ご苦労様でございました。

今朝も、局長の方からも申し上げましたように、この後、議会運営委員会、そしてまた、
明日、明後日、厚生常任委員会の視察研修ということになります。また、12 月には、6 日
から 12 月の定例議会ということで、忙しい日々がこう、続くというふうに思うんですが、
ひとつお体、十分にお気をつけいただきまして、今後とも、ひとつよろしく願いしたい
というふうに思います。

それでは、町長、あいさつをお願いします。

町長（庵逄典章君） はい、失礼します。

それでは、閉会にあたりまして、一言、ごあいさつさせていただきます。

今日、提案させていただきました条例案につきましては、原案どおりご承認いただきま
して、誠にありがとうございました。

もう 12 月議会が 6 日に開会ということで迫っております。また、12 月議会、それぞれ、
よろしく願いしたいと思います。

本当に、12 月に入って、気忙しくもなりますし、非常に寒さも、また、増してくると思
います。健康に、それぞれ気をつけていただきまして、ご活躍をいただきますように、ご
祈念申し上げます。どうもありがとうございました。

議長（矢内作夫君） はい、ありがとうございました。それでは、ご苦労さんでした。

午前 09 時 53 分 閉会
